農地転用許可を受けた皆様へ

岐阜県版

農地転用許可後に必要な届出・報告のご案内

農地転用許可後には、転用事業の進捗状況に応じて、**農業委員会**に対する各種報告書等の提出が必要となります。

必要な報告書等の提出がない場合、許可条件違反となります。

なお、転用事業に係る許可条件や注意事項等については、交付された「転用許可指令書」に記載されているため、併せてご確認ください。

○提出が必要となる報告書等

1　提出が必要となるケース

該当する転用事業	提出書類	提出時期等
全ての場合	事業着手届	転用事業に着手したとき
	事業完了報告書	転用事業が完了したとき
	事業進捗状況報告書	事業着手の日から ３か月後 及び　その後１年ごと
・駐車場 ・資材置場　等 を転用目的とする場合	事業実施状況報告書 （駐車場、資材置場等）	事業完了の報告があった日から６か月ごと ３年間
・営農型太陽光発電 を転用目的とする場合	栽培実績書　及び 収支報告書※ ※新制度（R6.4.1以降）により許可されたものが提出対象となります。	毎年２月末まで
・地域計画区域内における砂利採取 を転用目的とする場合	事業実施状況報告書 （砂利採取事業）	農地復元後から ６か月ごと １年間

岐阜県農政部農村振興課

2　報告書等

右のQRコードより、各種様式をダウンロードすることができます。
必要に応じてご利用ください。

提出書類	様式番号	添付書類
事業着手届	第32号	－
事業完了報告書	第33号	・現況写真
事業進捗状況報告書	第34号	・現況写真
事業実施状況報告書 （駐車場、資材置場等）	第35号	・現況写真
栽培実績書　及び 収支報告書※ ※新制度（R6.4.1以降）により許可されたものが提出対象となります。	【栽培実績書】 第87号 【収支報告書】 第88号	・作物の生育状況がわかる写真（必須） ・出荷量を証する書面の写し ・農作物を収穫した場所を示す写真
事業実施状況報告書 （砂利採取事業）	第36号	・現況写真

・様式番号は『農地事務の手引（様式集編）』（岐阜県）に基づきます。

3　報告書等の提出先

許可を受けた土地（農地）がある市町村農業委員会に提出してください。

許可権者の別	提出先
県許可の場合	許可を受けた土地（農地）を管轄する農業委員会 ※山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、七宗町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、下呂市、白川村
市町許可の場合	転用許可権者（市町）の農業委員会 ※上記以外の市町

・不明な場合は、転用許可を受けた土地（農地）を管轄する農業委員会にご確認ください。

岐阜県　農地法の許可・届出・協議　検索

岐阜県農政部農村振興課